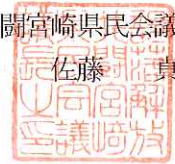


2014年8月5日

宮崎県経営者協会
会長 佐藤 勇夫 様

部落解放共闘九州ブロック県民会議
議長 上田 淳
部落解放共闘宮崎県民会議
議長 佐藤 真



就職差別撤廃に向けた要請書

日ごろから部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権確立にむけた宮崎県の取り組みに敬意を表します。

さて、就職は人生の大きな岐路であり、自己実現や生活の糧を得ることからも非常に重要なものです。また、労働者の権利や人権を考える上でも、就職という雇用関係の出発点から考えていくことが大切と考えます。

これまでも、公正な採用選考を実現するために、国や自治体、教育関係者、民間団体など多くの人びとが尽力してきましたが、今日も差別につながる応募用紙の書式や面接での違反質問などが後を絶ちません。

また、行政書士・司法書士による戸籍等大量不正請求事件を究明する中で、興信所などの調査業者が新たな種類の「地名総鑑」を保有していた事件が発覚し、今日もなお結婚や就職における身元調査によって、部落差別が繰り返されている深刻な現実も明らかになっています。さらに、福岡教育大学における講演会での講師の差別発言、福岡市における悪質な差別落書きなど、同和地区に対する差別的な予断と偏見を助長する行為が後を絶ちません。

つきましては、そのような実態を十分踏まえ、就職差別をはじめ、あらゆる差別の廃絶に向けた啓発活動の一層の取り組みのさらなる強化のため、以下のことを要請します。

記

1. 公正採用選考を徹底するため、「統一応募用紙」「厚労省の参考様式に準じた応募用紙」の使用および「職業安定法第5条の4」「労働大臣指針（労働省告示第141号）」を会員に周知徹底すること。特に、戸籍謄（抄）本をはじめとする関係書類の提出や面接時における質問での違反が無いよう会員に対して周知徹底されたい。
2. 国および県が実施する研集会へ企業トップが積極的に参加するよう、会員に周知徹底を行うこと。また、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の趣旨に鑑み、人事担当者等が積極的に推進員となり、社内での啓発・指導を行うよう会員に周知すること。
3. 就職差別撤廃の周知にあたっては、通年的な取り組みにとどまることなく、就職差別撤廃強調月間等を設け、各種啓発活動を実施すること。